令和5年度 第2回横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 次第

【日時】令和6年2月8日(木)10時00分~12時00分 【場所】横浜市健康福祉総合センター 901・902会議室

| 開会

2 議題

(1) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について (10 時 2 分~10 時 5 分) 【資料 1 】横浜市障害者後見的支援制度の現況について (令和 5 年 1 2 月末時点)

(2) 各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について(10 時 5 分~10 時 25 分) 【資料 2】各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

(3) 推進法人の現場訪問に係る報告について (10 時 25 分~10 時 40 分) 【資料 3】推進法人の現場訪問に係る報告について

- (4) 推進法人の取組状況や課題等の確認について (10 時 40 分~11 時 25 分) 【資料 4】推進法人事業計画書兼自己点検シート (中間振り返りまで) 推進法人チェックシート
- (5) 各区障害者後見的支援室及び推進法人の取組状況、全市的な課題について (|| 時 25 分~|| 時 55 分)
- 3 その他

令和5年度 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 関係者名簿

検証委員

		氏名	所属	区分
I	麦倉	泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授	学識経験者
2	坂田	信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	家族等
3	佐伯	滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	家族等
4	德田	暁	神奈川県弁護士会 弁護士	障害福祉に関し優れた 見識を有する者
5	浮貝	明典	横浜市グループホーム連絡会 副会長	障害福祉従事者
6	八木	克賢	横浜生活あんしんセンター 事務長	障害福祉従事者
7	品川	エミリー	横浜市本牧原地域ケアプラザ 所長	障害福祉従事者
8	荒木	雅也	YPS横浜ピアスタッフ協会	当事者

推進法人

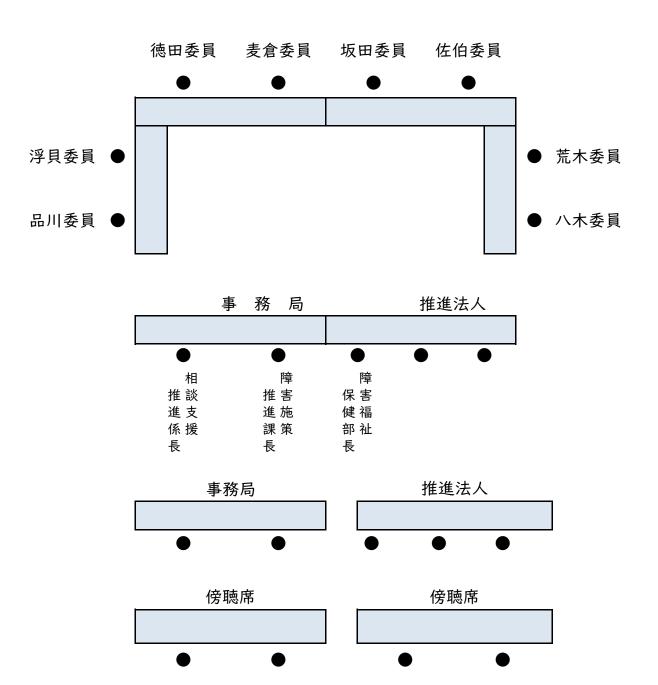
	氏名	所属
1	大貫 義幸	障害者支援センター 事務室長
2	星野 亮	障害者支援センター 後見的支援担当課長
3	市 香織	障害者支援センター(市あんしんマネジャー)
4	鈴木 美千代	障害者支援センター(市あんしんマネジャー)
5	岩澤 彩子	障害者支援センター(市あんしんマネジャー)

事務局名簿

	氏名	所属
I	君和田 健	健康福祉局障害福祉保健部長
2 =	中村 剛志	健康福祉局障害施策推進課長
3 %	渡辺 弥美	健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係長

令和5年度 第2回横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 座席表

令和6年2月8日(木)10:00~12:00 横浜市健康福祉総合センター 901・902会議室



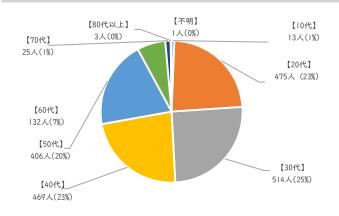
横浜市障害者後見的支援制度の現況(令和5年12月末時点)

利用登録者について

(1)登録者数

18区合計で 2,038人 です (令和5年6月末から16人増)。

(2) 年代別



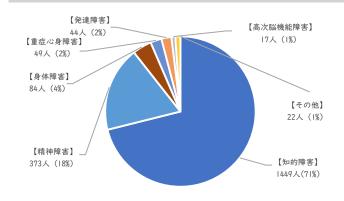
<u>20 **代から 40 代**</u>の登録者が、全体の <u>71%</u>を 占めています。

令和5年6月末と比較し、10代・20代の登録者が減少しています。

【参考】令和5年6月末

10代:20人(1%)、20代:492人(24%)、30代:484人、(24%)、40代:467人(23%)、50代:398人(20%)、60代:129人(7%)、70代:25人(1%)、80代:4人(0%)、不明:3人(0%)

(3) 障害別

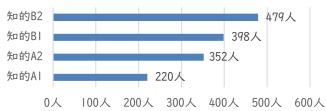


<u>知的障害</u>のある人が<u>7割</u>を占め、 次いで<u>精神障害</u>のある人が**2割弱**を占めます。

【参考】令和5年6月末

知的障害: I,433 人(71%)、精神障害: 371 人(18%)、身体障害: 89 人(4%)、重度心身障害: 47 人(2%)、発達障害: 40 人(2%)、高次脳機能障害: I7 人(1%) その他: 25 人(1%)

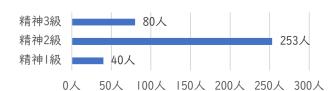
【知的障害】手帳等級別



B2の手帳所持者が最多、

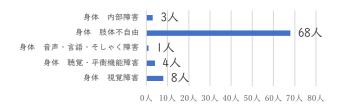
AIの手帳所持者が最少です。

【精神障害】手帳等級別



2級の手帳所持者が最多です。

【身体障害】障害種別



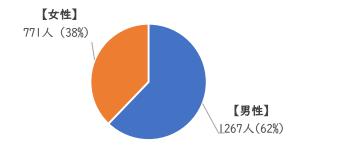
肢体不自由の手帳所持者が最多です。

【参考】「障害別」の選択について

次の順番を基準とし、登録者ごとに | 種類のみを選択。

- ① 身体障害者手帳(肢体不自由に限る) | 級または2級の手帳を | 8歳以前に取得しており、かつ愛の手帳 A | またはA2を所持している場合、「**重症心身障害**」を選択。
- ② 上記に該当せず、愛の手帳を所持している場合、「知的」を選択。
- ③ 上記に該当せず、精神保健福祉手帳をまたは身体障害者手帳を所持している場合、「精神」または「**身体**」を選択(両方の手帳を所持する場合、本人の状態像を鑑み、優先するものを選択)。
- ④ 上記に該当せず、発達障害または高次脳機能障害の診断がある場合は、「**発達障害**」または「**高次脳機能障害**」を選択。
- ⑤ 上記に該当しない場合(障害が疑われるが手帳を所持していない場合、障害の見極めが 困難な場合等)は、「**その他**」を選択。

(4) 男女別

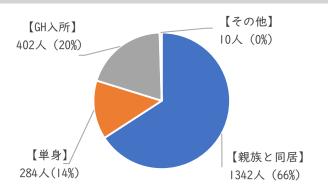


男性が6割強、女性が4割弱です。

【参考】令和5年6月末:男性1,263人(62%)

女性 759 人 (38%)

(5) 居住別

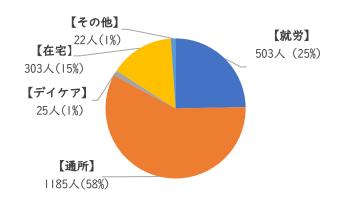


令和5年6月末と比較し、**親族との同居**の 割合が**微増**しています。

【参考】令和5年6月末

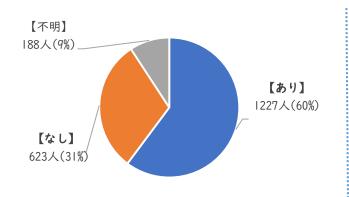
親族との同居:1,310人(65%)、単身:294人(14%) GH入居:406人(20%)、その他:12人(1%)

(6)日中活動先



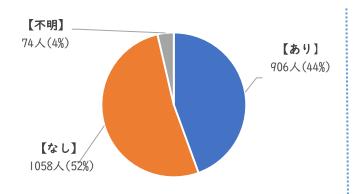
6割弱の人が通所、**2.5割**の人が就労です。 在宅の人も**1.5割**います。

(7) 障害福祉サービス利用の有無



6割の人が障害福祉サービスを利用しています。

(8) 計画相談利用の有無

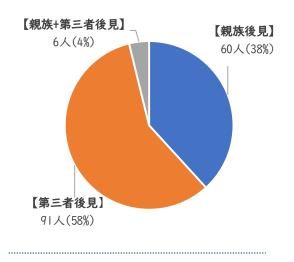


4.4割の人が計画相談支援を利用しています。

(9) 成年後見制度の利用

利用者は、18区合計で157人です(令和5年6月末から13人増)。

【後見人の内訳】



【年代×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
10代	_	_	-	_
20代	3人	5人	-	2人
30代	日人	3人	2人	-
40 代	30 人	12人	2人	_
50 代	40 人	20 人	3人	3人
60代	9人	8人	1人	1人
70 代	1人	_	_	-
80 代以上	1人	-	-	-
合計	95 人	48 人	8人	6人

成年後見制度を利用している人の うち、<u>6割弱</u>が第3者後見、 <u>4割弱</u>が親族後見、<u>0.4割</u>が親族 後見と第3者後見を併用しています。

【障害種別×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
【知的】AI	28 人	-	-	-
【知的】A2	27 人	8人	_	-
【知的】BI	20 人	20 人	2人	2人
【知的】B2	4 人	10人	4 人	2人
【精神】 級	1人	2人	_	-
【精神】2級	3人	4人	2人	-
【精神】3級	-	_	_	-
身体障害	4人	1人	-	1人
重症心身障害	8人	1人	-	-
発達障害	-	1人	_	-
高次脳機能障害	-	1人	_	-
その他	_	_	_	1人
合計	95 人	48 人	8人	6人

【用語について】

後見 : 判断能力が欠けているのが通常の状態の人

保佐 : 判断能力が著しく不十分な人

補助: 判断能力が不十分な人

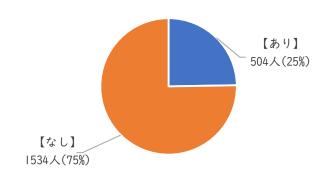
任意後見制度 : あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、一人で決めることが心配に

なったときに代わりにしてもらいたいことを、契約で決めておく制度

親族後見 : 親族が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること

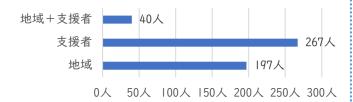
第三者後見 : 親族以外の第3者が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること

(10) キーパーの有無



利用登録者のうち <u>25%</u>が、 キーパー「あり」です。

【キーパーの種類】

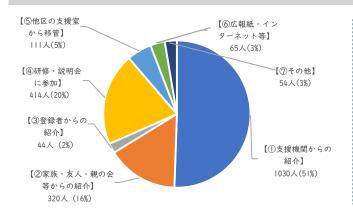


キーパー「あり」の人にマッチングされて いるキーパーのうち、

53%が支援者、39%が地域の人、

8%が支援者と地域の人の両方です。

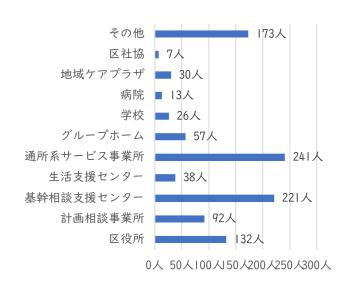
(11) 登録したきっかけ



<u>5割強</u>の人が、支援機関から本制度を紹介 され登録に至っています。

次いで、研修・説明会に参加して登録に 至った人が**2割強**となっています。

【①の場合、支援機関名】

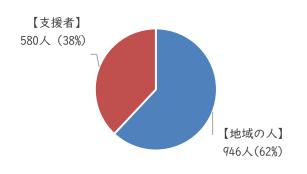


上記項目で①を選択した人のうち、
23%が、通所系サービス事業所から
本制度を紹介されています。
次いで、基幹相談支援センターから紹介
された人が 21%となっています。

(1)登録者数

18区合計で1,526人です(令和5年6月末から60人増)。

(2) キーパー登録者の内訳

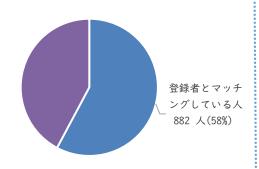


キーパー登録者のうち、地域の人が<u>6割強、</u> 支援者が<u>4割弱</u>となっています。 令和5年6月末と比較し、地域の人の占める 割合が**1%増加**しています。

【参考】令和5年6月末 地域の人:891人(61%)、支援者:575人(39%)

(3) 利用登録者とのマッチングの状況

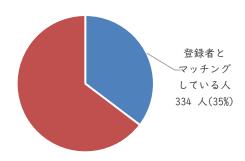
【あんしんキーパー全体】



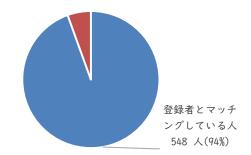
キーパー登録者全体のうち<u>**6割弱**</u>が、 利用登録者とマッチングされています。

キーパー登録者が地域の人の場合、<u>35%</u>が利用登録者とマッチングされています。 一方、キーパー登録者が支援者の場合、<u>94%</u>が利用登録者とマッチングされています。 令和5年6月末と比較し、キーパー登録者との マッチングの割合が**2%減少**しています。

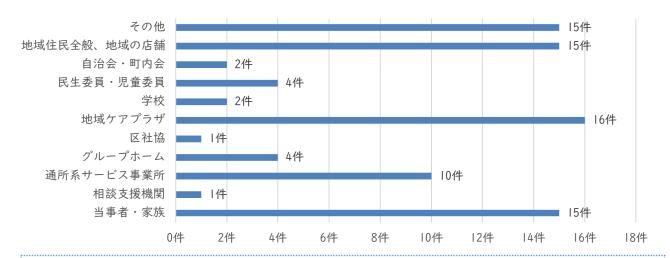
【地域の人】



【支援者】



(I) 広報・周知先 (令和5年 IO~I2月) ※ I8区合計



複数種別の機関に向けて広報・周知を行った場合には、主たる種別(I 種類のみ)をカウントしています。

(2) 広報誌の発行(令和5年10~12月) ※ 18区合計

広報誌(またはそれに準ずるもの)を31回発行しました。

各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

令和5年度下半期の、各区障害者後見的支援室の現場訪問の実施結果について報告します。併せて、 報告内容に基づく検討を行います。

I 訪問先及び日時

(1) 西区(さぽーと・ねくさす)

実施日: 令和5年12月8日(金)9:30~12:00

(2) 金沢区(金沢区障害者後見的支援室 帆海(ほなみ))

実施日: 令和5年12月14日(木)13:30~16:30

2 チェックシート集計結果

別紙 |・2を参照。

3 検討のポイント

- (1) 感想・意見等(各委員より)
- 各区後見的支援室の取組に関すること
- 現場訪問の実施方法に関すること
- (2) あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて
 - 現場訪問及び各区の取組状況等(次ページ参照)を踏まえ、

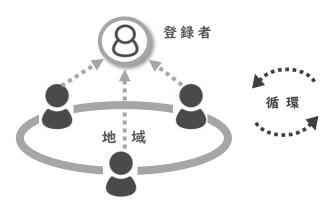
【良いと感じた点】【課題と感じた点】【課題への対応方法】についてご意見を伺いたい。

【参考】あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて

● 基本的な視点(業務運営指針 ||ページ)

【図Ⅰ】

登録者一人ひとりへの見守り体制の構築



【図2】

障害のある人を見守る、 地域のネットワークの拡充・強化



【別紙 1】後見的支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計 (A区)

取組事項に関すること

(1) 身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員①	委員②
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	0	0
②定期的な訪問や面談を実施する。	0	0
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける(マッチングする)。	0	0

- 基幹相談支援センターが事業所内にあるメリットを活かし、他の相談支援との連携を図ることができている。あんしんキーパーの開拓については、地域の特性上難しい面もあるが、事業所や店舗などにも説明を行い、制度周知も含めて新規キーパーの登録につながるよう工夫することが求められる(委員①)。
- 基幹相談支援センター等と月2回の定例会を実施し、ケースを共有している。コロナ渦でもキャンセルは少なく月1回から2ヵ月に1回は面談を行えている。地域の方と安心キーパーをマッチングさせたいとことから、本人が希望された方とマッチングする事を大事にしている(委員②)。

(2)登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員①	委員②
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	0	0
②個別の「後見的支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画 内容の見直しを行う。	0	0
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携 を図る。	0	0

- 支援計画書については、ご本人や家族状況に大きな変化がない場合には、それほど頻回に見直す必要は ないと思われる。一方で、緊急時の連絡先や対応方法を話し合っておくことが、将来についての「漠然 とした不安」を明確化することにつながるため、今後も積極的に進めてほしい。(委員①)。
- 支援計画に基づいて支援できている。月に I~2 回会議で報告、共有し、ずれを確認している。計画書は I~2 年の短いスパンで見直しをしている。新しいマネージャーが入ることで聞けなかった項目が聞けるようになった。マネージャーによる聞き取りも出来ているし基幹相談とも連携出来ている(委員②)。

(3) 成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員①	委員②
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	0	0
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるともに、その普及啓発を行う。	0	0
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	0	0

- 成年後見制度の申立てにはつながっていないが、「遺言と信託」に関する勉強会を開催するなど、将来のことを話し合うための機会を地道に作っている(委員①)。
- 〇 申し立て支援にかかわることは今年はなし。去年は | 件。基幹相談と年に | 回勉強会を実施。 | 月 29 日 勉強会予定。成年後見サポートネットには担当職員が参加している(委員②)。

(4) あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員①	委員②
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通したあんしんサポーター等の育成を行う。	0	0

- 欠員が補充され、支援室の運営体制を整えている(委員①)。
- 研修は積極的に行った (委員②)。

(5)制度の周知

具体的な取組	委員①	委員②
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	0	0
②関係機関(障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等)に向けた制度周知を行う。	0	0
③後見的支援室の「広報誌(またはそれに類するもの)」を作成し(年 回以上)、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	0	0

- 年2回の説明会を行っており、**区外からの参加者もいるとのことだったが、居住する区との連携をどの** ように行っているのか、説明がほしい(委員①)。
- <u>広報 A 区版に「後見の役割って何?」掲載</u>。A 区で夏、秋、冬に制度説明会実施。チラシを夏は郵送したが、秋は手配りした。· 6 月 19 日、23 日に後見的支援制度の説明会を行った(委員②)。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員①	委員②
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	Δ	0
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	0	0
③あんしんキーパー等の集う会(またはそれに類するもの)を開催する(年 回以上)。	0	0

- 交流会では、60 名弱の参加者のうち半数が当事者、3 名がキーパーと報告があり、**当事者が活発に交流** できる場を作っている点が評価できる。(委員①)。
- 茶話会やワークショップを行った。登録者 60 名弱のうち半分は参加してくれた (委員②)。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員①	委員②
①後見的支援室内における情報共有と連携	0	0
②関係機関との連携	0	0

- 後見的支援室とその他の相談機関が日頃から情報共有を積極的に行い、**分野問わずワンストップで対応** している(委員①)。
- 月に I ~2 回のミーティングをして情報共有を密に行っている。地域包括支援センターへの相談からの相談があることで、地域ケアプラザと連携している。他地域ケアプラザへも後見の説明をすることが多い。A区はワンストップですべてつながっている。区社協の会議にも毎月出席している(委員②)。

その他(全体を通した感想、意見等)

○ 後見的支援制度説明会の参加者アンケートの結果からは、「説明会の開催を知ったきっかけ」として「支援機関から」がもっとも多く、事業所への広報活動が重要であることがわかった。同時に「学校から」も回答も複数あり、今後はさまざまな教育機関や若者支援の組織への働きかけが重要になってくることが推測できる。質問内容としては、計画相談との違いや、どんな支援が具体的になされるのかを尋ねるものが目立ち、制度内容についての周知広報が課題であることがわかる。近隣の区からの参加者も多いことから、複数の後見的支援室が共催という形で説明会や交流会を開催していくことも視野に入れるとよいのではないか。

「親亡き後」を想定して作られた制度であるが、基幹相談支援センターと同じ事業所にある強みを生かし、A区のなかで生活・暮らしの体験ができる場所を紹介するなど、「いま」その人らしい暮らしを充実させることにも力を傾注している。今後、事業としてはなんらかの機能の整理は必要になるかもしれないが、現在は効果的に支援を行うことができている。(委員①)。

【別紙2】後見的支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計 (B区)

取組事項に関すること

(1) 身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	0	0	0
②定期的な訪問や面談を実施する。	0	0	0
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける(マッチングする)。	0	0	0

- 相談を聞くだけで終わらせず、必要な支援につなげるという姿勢がみられる点、高いマッチング率は評価できる(委員③)。
- 計画に沿ってマネジャー・サポーターが対応している。**キーパーとのマッチング率約80%**(委員④)。
- 相談内容に応じて基幹、生活支援センター等より適切な機関へつなげている。キーパーについては、面 談の場面などで、本人の意向を踏まえて民生委員等を結びつけることもあった(委員⑤)。

(2) 登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	0	0	0
②個別の「後見的支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画 内容の見直しを行う。	0	Δ	Δ
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携 を図る。	0	0	0

- マネジャー交代により、遅滞していた後見的支援計画の更新についても、面接日程が入るなど、具体的な一覧表ができている、とのことで安心した(委員③)。
- マネジャーが計画書を作成しているが、<u>マネジャーの交代があり、一部更新されていない。別途計画更</u> 新一覧表を作成し、2年間で整備予定(委員④)。
- 参加した支援検討会議では本人、家族の思いに寄り添う検討がされていた。支援計画のモニタリングに滞りが見られるとのことであったが、次年度を目途に計画的に解消をする予定であることが確認できた (委員⑤)。

(3) 成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	0	0	0
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるともに、その普及啓発を行う。	0	0	0
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	0	0	0

- 成年後見制度の普及については、具体的に専門職による相談につなげている事例もあるとのことで、良い取組と感じた。サポートネットに参加している姿勢は評価できる(委員③)。
- 〇 成年後見制度の利用者は、登録者 90 人中 7 人。制度のリーフレット等を配布し、普及啓発している(委 員④)。
- 申立を考えている家族等には相談支援機関の情報提供を行っていた。具体的に専門職につなげることもあったとのことで、必要に応じた支援をしていた。基幹や地域ケアプラザと連携し講座を行うなど啓発している取組もみられた(委員⑤)。

(4) あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通したあんしんサポーター等の育成を行う。	0	0	0

○ 面談後の確認等適宜サジェストする場面が設けられていた。また、<u>毎朝のミーティングでは面談の目的</u> **を再確認する場としても活用されていた**(委員⑤)。

(5)制度の周知

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	Δ	0	0
②関係機関(障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会 等)に向けた制度周知を行う。	0	×	0
③後見的支援室の「広報誌(またはそれに類するもの)」を作成し(年 回以上)、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	0	0	0

- 8050 問題を視野に地域ケア会議への参加や、精神障害の登録者が増えている状況から、自立支援協議会の精神部会に参加する等、目的意識をもって制度の周知や顔つなぎをしている姿勢は評価できる(委員③)。
- 地域ケアプラザを中心に協力依頼している。広報誌は年2回発行(委員④)。
- 地域ケアプラザへ訪問しガイドラインなどを用いて説明して回ったことも影響し、地域ケア会議への参加等具体的な関わりが生まれており、そうした活動のなかで周知をしている様子が確認できた(委員⑤)。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	0	0	0
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	0	0	0
③あんしんキーパー等の集う会(またはそれに類するもの)を開催する(年 I 回以上)。	0	0	0

- 集会所等での周知や、あんしんキーパーに対し活動報告のお知らせを行っている。7月に登録者・家族・ キーパーでつどう会を行った(委員④)。
- <u>サロンやカフェ等地域の活動に参加する中でキーパーの開拓に取り組んでいた</u>。あんしんキーパーに対しては、広報紙や報告を直接渡すなど関係を維持するよう努めていた。**集う会を登録者、家族と3者での実施としたことで、役割や障害理解を再確認する機会になった**とのことであった。(委員⑤)。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員③	委員④	委員⑤
①後見的支援室内における情報共有と連携	0	0	0
②関係機関との連携	0	Δ	0

- 会議でスタッフが、積極的に発言できる雰囲気ができている点がよいと感じた(委員③)。
- 支援室内では、毎朝のミーティング・パソコンで情報共有を図っている。また、地域ケアプラザを中心 にまわっている(委員④)。

3 その他(全体を通した感想、意見等)

○ マネジャー交代で一部不備なところもあったが、その挽回計画もあり、全体的に、良く活動していると 感じた。今後、**あんしんキーパーとの高いマッチング率を継続して欲しい**。(委員④)。

推進法人の現場訪問に係る報告について

令和5年度下半期の、推進法人の現場訪問の実施結果について報告します。現場訪問の実施結果、及び検証委員会当日に「事業計画書 兼 自己点検シート」に基づき取組状況や課題等を確認した上で、検討を行います。

Ⅰ 訪問先及び日時

横浜市障害者後見的支援推進法人(横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター)

実施日: 令和5年 | 2月 | 8日 (月) | 15:30~ | 7:30

- 2 現場訪問を行なった委員からの報告
- 3 「事業計画書 兼 自己点検シート」に基づく推進法人の取組状況や課題等の確認
- 4 「推進法人チェックシート」の記入
- 5 検討のポイント
 - (1) 感想・意見等
 - <u>各区あんしんマネジャー*の人材育成</u>に関すること
 - 制度全体の推進・調整に関すること
 - 現場訪問の実施方法に関すること
 - (2)制度全体の支援水準の担保について(主にあんしんキーパー*の開拓と地域づくり)
 - 推進法人の現場訪問及び取組状況等を踏まえ、 【良いと感じた点】【課題と感じた点】【課題への対応方法】についてご意見を伺いたい。
 - ※ 各職種の基本的な業務と役割については、【別紙】『横浜市障害者後見的支援制度 業務運 営指針 (ガイドライン)』より一部抜粋をご参照ください。

あんしんマネジャー (推進法人)

(I) 横浜市あんしんマネジャー

基本的な役割: 「市域全体の制度推進と、運用の調整を図る」

● <u>市域全体で本制度の推進を図る</u>とともに、<u>市域における制度の運用状況を総合的に調整</u>し、 各区後見的支援室に対し、**必要な助言等を行う**こと。

【参考】 横浜市障害者後見的支援制度実施要綱より

(事業の担い手の名称及び役割)

第7条 (3)あんしんマネジャー

- イ 横浜市あんしんマネジャー
 - (ア) 各区あんしんマネジャーからの相談にのり、検討会や研修会の開催を行うなど、各区あん しんマネジャーの支援水準の質を担保し、向上を図る役割
 - (イ) 後見的支援推進法人とともに、各区あんしんマネジャーを支援する役割、後見的支援制度 の推進・調整を行う役割

(2) 各区あんしんマネジャー

基本的な役割:「本人の見守り体制を構築し、必要に応じて適切な支援機関につなぐ」

- 本人の生活状況等を確認し、後見的支援室や、あんしんキーパーをはじめとした地域による**見守り体制をつくる**こと。
- 本人の漠然とした思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現を本人とともに考え、「<u>後見的</u> 支援計画書」を作成すること。
- 必要に応じて本人を公的機関や相談機関につなぎ、本人の意思を代弁すること。

【参考】 横浜市障害者後見的支援制度実施要綱より

(事業の担い手の名称及び役割)

第7条 (3) あんしんマネジャー

ア 各区あんしんマネジャー

- (ア) 登録者の生活状況等を確認し、「あんしんサポーター」や「あんしんキーパー」などの 登録者の見守り体制をつくる役割
- (イ) 必要に応じて登録者を公的機関や相談機関につなげ、登録者主体の視点に立って、 登録者の意思を代弁するなどして、登録者の希望と目標に基づいた生活を支援する役割
- (ウ) 将来に対する漠然とした不安への相談に乗り、将来設計をともに考える役割

3

第 2 章

基本的な役割: 「地域を開拓し、地域づくりを行う」

- 地域の中で障害理解を促進するために、本制度の広報・周知を行うこと。
- また、「あんしんキーパー」となる人材を開拓・確保するとともに、登録・管理すること。
- あんしんサポーター及びあんしんマネジャーの活動に必要な支援を行うこと。

● チームづくりの要となる役割

先述のように、本人を継続的・安定的に支援していくためには、支援室全体での「チーム支援」が重要です。この際担当職員は、支援室全体を把握しまとめていく、チームづくりの要となる役割を担います。

【参考】 横浜市障害者後見的支援制度実施要綱より

(事業の担い手の名称及び役割)

第7条 (4) 担当職員

- (ア) 受託区内において、後見的支援制度の広報・周知を行う役割。
- (イ) あんしんキーパーとなる人材を開拓・確保するとともに、登録・情報管理する役割。
- (ウ) あんしんサポーター及びあんしんマネジャーの活動に必要な支援を行う役割。

あんしんサポーター(運営法人)

基本的な役割: 「定期訪問等により、本人の生活を見守る」

- 生活の場等への定期訪問や、あんしんキーパー等からの情報収集を通じて、本人の特性や 生活状況を把握するとともに、支援室内で共有を図ること。
- 本人の生活状況を見守る中で、変化や困り感、生活上のリスク等に対して<u>アンテナを張り</u>、 それらに気づいた際には、支援室全体に**発信・共有する**こと。

「後見的支援計画書」に沿って、生活の場等へ定期的に訪問をし、本人や家族と日常的なつながりを 持ちます。その中で、本人・家族の話を聞くとともに、あんしんキーパーをはじめとした、本人に関わ る人からも情報を得ます。

また、訪問等を通して得られた、本人に関する情報を支援室内で共有し、チーム全体での支援につなぎます。

本人の生活状況を見守る中で、本人の変化等に対してアンテナを張っておくこと、それらに気づいた際には、支援室内に発信し、共有することが大切です。

【参考】 横浜市障害者後見的支援制度実施要綱より

(事業の担い手の名称及び役割)

第7条 (2) あんしんサポーター

登録者の日常生活の場等への定期訪問やあんしんキーパー等からの情報収集を通じて、登録者の生活状況を把握し、あんしんマネジャー若しくは後見的支援運営法人に所定の様式で報告をする役割

サポーターに求められること

あんしんサポーターの雇用形態や、経験の差は人によってそれぞれですが、あんしんサポーターとしての「**目指す姿」「求められるスキル」の方向性を整理したもの**です。

● 障害福祉制度等に関する理解

- 横浜市障害者後見的支援制度の理念と概要の理解。
- 横浜の障害福祉の理解、成年後見制度の理解。
- ・ 障害者総合支援法、横浜市独自の障害福祉制度の理解。
- ・ 個人情報の取扱い、守秘義務等に関する理解。

● 障害に関する理解

- ・ 障害特性(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等)に関する理解。
- ・ 障害のある人の地域生活に関する理解。

● コミュニケーション技術

- 本人・家族との信頼関係を形成すること。
- 自分自身の価値観や感情などのフィルターを理解し、それらを外して相手の話を傾聴すること。

● アセスメントカと、情報の発信・共有

- ・ 多面的に本人を捉えられること。
- ・ 相手の話に共感・傾聴しつつ、さりげない会話から重要な情報を拾うこと。
- ・ 本人の変化や困り感、生活上のリスク等に対してアンテナを張り、それらに気づいた際には 支援室全体に発信・共有すること。等

第 2 章

基本的な役割: 「地域住民等の立場から、本人の生活を見守る」

- <u>地域住民等の立場</u>から、可能な範囲で、緩やかに本人の日常生活を見守っていくこと。 また、本人の生活状況の変化等に気づいた際には、**支援室全体に発信・共有する**こと。
- 特定の支援対象者がいない場合には、**地域で暮らす障害のある人を、広く見守っていく**こと。

地域住民等の立場から、それぞれに可能な範囲の中で、緩やかに本人の日常生活を見守ります。 また、本人の生活状況の変化等に気づいた際には、支援室内に発信し、共有します。



留意点

特定の登録者とマッチングし、日常生活を見守ることが基本ですが、しかし一方で、登録者の中には、必ずしもキーパーとのマッチングを望んでいない方もいます。

そのため、「マッチングは、登録者の希望に基づいて行う」という点に留意する必要があります。

【参考】 横浜市障害者後見的支援制度実施要綱より

(事業の担い手の名称及び役割)

第7条 (I) あんしんキーパー

(略)日常生活の場等において、登録者を見守り、その変化に気づいた時等には(略)あんしんマネジャー若しくは後見的支援運営法人に報告をする役割



4-1 あんしんキーパーの開拓と地域づくり(39ページ)

様式3

◆ 第4期横浜市障害者プラン(令和3~8年度)の目標

第4期障害者プラン (令和3~8年度) 障害者後見的 支援制度

障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。

1 全体の目標(目指す状況)

達成目標	目指す姿 (令和5年度末)	支援室全体が1つのチームとして、登録者とその家族に安定した支援が提供できている。
连风口你	今年度の 重点目標	①新採用の区あんしんマネジャーが配置区の支援室の一員として業務を実施できるよう育成していく ②スタッフの入れ替わりのあった支援室が 登録者とその家族に安定した支援を提供できるように支援していく。

2 取組項目ごとの目標及び具体的取組

	取組項目	目	1 現状と課題	2-1 今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	2-2 今年度の具体的取組	3-1 中間振り返り	3-2 年度末振り返り
(1)	あんしんマネジャーの雇用、人事・労務(管理	①あんしんマネジャーの雇用、人事・労 務管理	・あんしんマネジャーが、R4年度4名退職となった。4月1日付で2名を新たに採用したが、2名欠員の状態。 ・あんしんマネジャー一人一人が自らの立場や役割を自覚し、それぞれの業務にあたる。また、区あんしんマネジャーが配置区で安心して働くことができるよう、運営法人との調整等、労務面に関するサポートを引き続き行う。 ・R5.3月末時点で登録者数が120名を超える区が8区、そのうち、150名を上回る区が3区となった。登録者数の増加等への対応について、検討する必要がある。	業務に専念できる体制になっている。	し、区あんしんマネジャー不在区及び横 浜市あんしんマネジャーへの配置を行 う。 ・区あんしんマネジャーの勤務について、 運営法人と共通認識のもと支援室の	・あんしんマネジャーの労務に関する相談に適宜対応 しながら、労務管理を行った。 ・上半期内に責任者が交代した6区に対し、区あんし んマネジャーの勤務等について、後見的支援担当課	
(2)	各区あんしんマネジャーの支援水準の 質の担保及び向上	①各区あんしんマネジャーに対する研修 ②各区あんしんマネジャーへの支援 ③市域における、各区あんしんマネジャー 業務の全体調整	んマネジャーの育成が急務である。	され、支援室の一員として、また、横浜 市あんしんマネジャーとして、それぞれの 役割を理解し、業務を進めている。 ・各区あんしんマネジャーが同じ方向性	2か月間研修を実施する(1回目が 4,5月、2回目が下半期)ほか、横 浜市あんしんマネジャーを中心とし、実際の業務を通じた育成を行う。また、新 採用のあんしんマネジャーの育成につい て、今後に向けて整理を行う。 ・推進法人として業務に必要な研修を 実施するほか、それぞれが業務に必要 な研修に参加し、スキルを高めていく。 ・管理職による区あんしんマネジャーとの 面談や横浜市あんしんマネジャーによる 後見的支援計画書作成等にかかわる 支援を引き続き実施していく。	・11月採用の区あんしんマネジャーへの研修の企画を 進めた。 ・業務に必要なスキルを身につけるため、必要な研修 に参加する等、それぞれが自己研鑚を積んでいる。 ・管理職による区あんしんマネジャーとの面談、横浜市 あんしんマネジャーによる後見的支援計画書作成等 にかかわる支援を行った。 ・現在、横浜市あんしんマネジャーの欠員及び区あん しんマネジャーの欠員への応援に1名が入っている。そ のため、上記の取り組みは進めてきたが、各区あんし んマネネジャーへの支援は十分にできてはいない状況	

		取組項	桓	1 現状と課題	2-1 今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	2-2 今年度の具体的取組	3-1 中間振り返り	3-2 年度末振り返り
(;	3)		①横浜市障害者後見的支援制度業務運営の手引きの管理 ②横浜市障害者後見的支援制度全体の支援水準を担保し、向上を図るための研修会等の開催 ③各区あんしんマネジャー業務を中心とした、各区における後見的支援体制の推進	年度に完成した業務運営指針を踏ま	の本制度の理解がより深まっている。 ・各区の実情に応じた地域等への働き	げ、各支援室と丁寧に意見交換をしながら、業務運営の手引きの改訂に向けた検討を行う(下半期)。 ・改訂に際し、業務の進め方の確認し、現状の整理を行い、そのう上で、業務運営指針を踏まえ、手引きの内容の精査を実施していく。	・6月の合同担当者会議で、全区の担当職員・マネジャーが参加し、支援室全体による「チーム支援」をテーマに話し合い、各支援室で今後取り組む目標を設定・共有した。 ・地域等への働きかけ等について、各支援室の取組状況を合同担当者会議で共有した。必要に応じて、支援室と区社協との橋渡し等を行い、取り組みを進	
(4	4)	制度についての全市的な広報・周知	①広報パンフレットやホームページの作成等による、本市全体への制度周知	・制度説明のバンフレットの配布、ホームページでの周知、障害者支援センター機関誌「お元気ですか」等による広報を実施してきた。 ・関係団体の会議・研修、障害者支援センターの事業等の場を活用し、制度を周知してきた。 ・上記のような全市的な広報を行ってきてはいるが、まだ制度を知らない方が多い。		パンフレットとホームページの改訂を行う (上半期)。その際、各支援室との意見 交換を丁寧に行う。 ・障害者支援センター機関誌「お元気 ですか」等による広報、関係団体の会	・引き続き、パンフレットの改訂について、ワーキンググループで検討した結果を合同担当者会議等で共有・検討しながら、作業を進めた(11月完成予定)また、ホームページの改訂の検討も行い、市社協全体のホームページの所管課との調整を進めた。 ・下半期は、新たなパンフレットを用いて、障害者支援センターの事業等の場での周知を進めていく。	
(;	5)	その他後見的支援の推進に必要な業 務	①要綱第3条に定める対象者及び家族が、将来に対するライフブランを描き、 自らの希望や考え等を整理し、緊急事態に備えることができるような講座等の開催 ②その他後見的支援の推進に必要な 業務	の思いをつないでいく『あんしんノート』の書き方講座は、NPO法人ゆうの風、横浜重心グループ〜ぱざぱネット〜の協力を得て実施。毎回、参加者の満足度の高い講座である。 ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行したので、定員数等を含め、現在の実施方法を見直し、これからの実施方法を検討する必要がある。	講座やライフプラン講座が、これからの暮	重心グループ〜ばざばネット〜の協力を得て、あんしんノート書き方講座を実施する(9月、11月の2コース)。 ・『障害福祉の案内2023』を踏まえ、ライフプラン講座の資料の改訂を行う。また、R5年度も地域訓練会や親の会、特別支援学校等に周知し、要請に応じて、障害者支援センター職員が講座を実施していく。	参加者:延べ45名(1日のみの方もいた)・ライフプラン講座の資料の改訂を行い、進路対策研究会の構成校に資料を提供を行った。また、この資料を活用した勉強会を2回開催した。 ①家族会	

【検証委員会用】 推進法人の取組状況に係る「チェックシート」

【委員名】

Г	取組状況チェック	ルうし	۸.	7
	タメボビ1人 ルレノ エツン	ハムン	,,	L

○ 十分に取り組むことが出来ている○ 取り組むことが出来ている○ 取り組むことが出来ている× 取り組むことが出来ていない

1 取組事項に関すること

	以組事項に関する こ と			
	項目	具体的な取組	取組状況 チェック	感想、意見等
(1)	各区あんしんマネジャーの支援	①各区あんしんマネジャーに対する研修を実施する。	7190	
(1)	水準の質の担保及び向上	②各区あんしんマネジャーへの支援を行う。		
		①横浜市障害者後見的支援制度業務運営の手引きの管理を行う。		
(2)	制度全体の推進・調整	②横浜市障害者後見的支援制度全体の支援水準を担保し、向上を図るための研修会等を開催する。		
		③各区における後見的支援体制の推進にかかる業務(各区あんしんマネジャー業務)を行う。		
(3)	制度についての全市的な広報・周知	①広報パンフレット、ホームページ作成等、本市全体への周知を行う。		
(4)	その他後見的支援の推進に必要な業務	①障害のある人やその家族が、将来に対するライフプランを描き、自らの希望や考え等を整理し、緊急事態に備えることができるような講座等を開催する。		
(1)		②その他後見的支援の推進に必要な業務を行う。		

<u> </u>	▶ その他(全体を通した感想、意見等があればご記入ください)